

JAMTAT 懇話会 規約

2016年1月改訂

第1条 名称

本会は「JAPAN MACHINE TOOL ASSOCIATION OF THAILAND」懇話会（通称：JAMTAT 懇話会）という。

第2条 目的

本会は、会員相互の連絡を図り、その親睦を厚くすることを目的とする。

第3条 入会資格

タイ国内に登記拠点（現法、支店、駐在員事務所等）のある金属加工機械、同関連付帯設備機器及び工具メーカー（正会員）乃至は機械取扱商社（準会員）である事とする。

第4条 入会手続き

現行会員1社以上の推薦を得た上、JAMTAT 懇話会での承認を得て代表者1名を登録する。

第5条 会員資格の喪失

会員が次の各号に該当する場合はその資格を喪失する。

- (1) 退会の届けがあった時。
- (2) 撤退等の理由でタイ国内に拠点が消滅した時。但し、合併・社名変更の場合においては会員資格の継承を認める場合がある。
- (3) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為を行ない除名された時

第6条 運営委員会

本会には執行機関として下記により構成される運営委員会を設ける。

- (1) 会長 1名（任期2年とする）
- (2) 副会長 1名（任期2年とする）
- (3) 事務局（会計他）3名（任期2年とする）
- (4) 会員 各社

第7条 運営

本会の目的を達成する為、定例懇話会は原則3ヶ月毎に開催する。

第9条 総会

- (1) 開催時期 : 原則年1回毎年1月又は2月に行なうものとする。
- (2) 目的（議題）: 会長、副会長、事務局の改選（2年毎）
 - : 会計報告
 - : 新年度懇話会スケジュール
 - : その他

以上